

「第4期医療費適正化計画(R6～11年度)」の策定について

1 趣旨

医療制度の持続可能な運営を確保するため、国と都道府県が保険者・医療関係者等の協力を得て、住民の健康増進や医療費の適正化を進めるため、6年を1期として、国において医療費適正化基本方針を定めるとともに、都道府県において医療費適正化計画を定め、目標の達成に向けて、取組を進めるとされています。

令和6年4月には第3期兵庫県医療費適正化計画が6年の計画期限を迎えるため、第4期兵庫県医療費適正化計画(R6～11年度)を策定します。

策定にあたっては、兵庫県が策定する①健康づくり推進実施計画、②保健医療計画(地域医療構想)、③介護保険事業支援計画、⑤国保運営方針と整合・調和を図ります。

なお、第4期では、県計画の目標の達成に向け、県域内の保険者等による取組が重要なため、保険者協議会を通じて保険者等との連携を図ります。

2 今後のスケジュール(予定)

令和5年8月29日	令和5年度 第1回健康づくり審議会(第4期計画の指標項目等に関する意見聴取)
令和5年11月	令和5年度 第2回保険者協議会(第4期計画文案の説明・協議)
令和5年12月頃	令和5年度 第2回健康づくり審議会(第4期計画案の審議)
令和6年1月頃～ 令和6年2月頃	パブリックコメントの実施 健康づくり審議会・保険者協議会 書面協議(予定) (パブリックコメント対応について計画本文案の協議)
令和6年3月	第4期医療費適正化計画の策定

1

3 ご意見をいただきたいポイント

・医療費適正化計画策定にあたって、他計画(健康づくり推進実施計画、保健医療計画、介護保険事業支援計画等)と調和が保たれたものとする必要があるため、他計画に定められている指標等を医療費適正化計画において集約し用いています。

国の医療費適正化基本方針に基づき、[医療費適正化計画上策定する指標等\(他計画策定指標等を除く\)](#)(以下、「※」と表示)について、ご意見等をお願いします。

4 第4期医療費適正化基本方針の概要について

医療費適正化基本方針の概要		
第1 計画の作成に当たって指針となるべき基本的な事項		赤太字：新規項目
	第3期	第4期
1 住民の健康の保持の推進に関し達成すべき事項	(1) 特定健康診査等の実施率等 (2) たばこ対策 (3) 予防・健康づくり (4) 生活習慣病の重症化予防 (5) 歯及び口腔の健康づくり	(1) 特定健康診査等の実施率等 (2) たばこ対策 (3) 予防・健康づくり (4) 生活習慣病の重症化予防 (5) 高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防の推進 ※ (6) 歯及び口腔の健康づくり ※
2 医療の効率的な提供の推進に関し達成すべき事項	(1) 病床の機能分化・連携 (2) 地域包括ケアシステムの深化・推進(地域密着型サービス基盤の整備) (3) 在宅医療・介護サービスの提供体制の確保及び連携の推進 (4) 後発医薬品の使用促進 (5) 医薬品の重複投与の防止	(1) 後発医薬品及び バイオ後続品 の使用促進 ※ (2) 医薬品の適正使用 ※ (3) 医療資源の効果的・効率的な活用 ※ (4) 医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービス提供の推進 ※

2

	第3期	第4期
3 計画期間における医療に要する費用の見込みに関する事項	<p>医療費見込みについて</p> <p>① 入院医療費は、地域医療構想に基づく病床機能の分化及び連携の推進の成果を踏まえた推計</p> <p>② 外来医療費は、後発医薬品の使用促進、特定健診等の実施率向上、外来医療費の地域差縮減の取組による医療費適正化の効果を反映させた推計</p>	<p>医療費見込みについて</p> <p>① 入院医療費は、地域医療構想に基づく病床機能の分化及び連携の推進の成果を踏まえた推計</p> <p>② 外来医療費は、後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進、特定健診等の実施率向上、外来医療費の地域差縮減の取組、医療資源の効果的・効率的な活用による医療費適正化の効果を反映させた推計</p> <p>制度区分別（国保、後期、被用者）・年度別に算出したうえで、制度区分別の医療費見込みから、国保・後期の一人当たり保険料を機械的に試算</p>
第2 計画の達成状況の評価に関する基本的な事項		赤字：第4期にて追加
1 進捗状況の公表	年度毎	
2 進捗状況に関する調査分析・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・PDCAサイクルの強化 「毎年度の進捗状況管理」、次期計画策定等に反映 ・最終年度に進捗状況の調査・要因分析・公表・国への報告 ・計画終了の翌年度に保険者協議会の意見を聴いた上、目標達成状況を中心とした実績の評価 	
3 調査結果の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・計画期間中の施策等の内容についての見直し、次期計画への活用 ・目標達成が困難な場合、要因分析を行い必要な対策を実施 	
第3 医療に要する費用の調査及び分析に関する基本的な事項		
調査及び分析	<ul style="list-style-type: none"> ・国から提供されたデータ、国保データベース（KDB）等を活用し調査、分析、対策を実施 	